## 平成二十一年国土交通省令第五十八号

関する特別措置法施行規則 旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に 特定地域及び準特定地域における一般乗用

別措置法施行規則を次のように定める。 客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特 法を実施するため、特定地域における一般乗用旅 十一年法律第六十四号)の規定に基づき、及び同 適正化及び活性化に関する特別措置法 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業 (定義) (平成二

第一条 この省令において使用する用語は、特定 置法(以下「法」という。)において使用する 車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措 用語の例による。 地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動

第二条 法第二条第七項の国土交通省令で定める (法第二条第七項の国土交通省令で定める措置)

措置は、次に掲げる措置とする。

- 二 情報通信技術の活用による運行の管理の高 利用者の選択の機会の拡大に資する情報の
- 三 利用者の利便の増進に資する乗場の設置及
- 事業用自動車の適正な運行の確保に資する
- 事業用自動車の運転者等に対する講習等の
- 切に対応するための体制の整備 利用者からの苦情、問合せ等に迅速かつ適
- する措置の実施 他の公共交通機関との乗継ぎの円滑化に資
- の実施 繁華街等における渋滞を解消するための措置 事業用自動車の集中により発生する駅前
- 境への負荷の低減 低公害車の導入等による事業活動に伴う環 2
- の他の労働環境の整備 事業用自動車の運転者の労働条件の改善そ
- 利用者の需要に対応したサービスの提供 利用者の特別の需要に応ずるための運送
- 十三 輸送需要に関する調査の実施
- 第二条の二 法第二条第七項の一般乗用旅客自動 車運送事業の供給輸送力を増加させるものとし (法第二条第七項の国土交通省令で定めるもの)

置とする。 て国土交通省令で定める措置は、 次に掲げる措

- 特定地域又は準特定地域における営業区域
- (経営の合理化に資する措置) する事業用自動車の合計数の増加 特定地域又は準特定地域内の営業所に配置

第二条の三 法第二条第八項の国土交通省令で定 める措置は、事業用自動車の使用の停止とす る。

第三条 法第三条第五項又は第六項(これらの規 (特定地域の指定又はその期限の延長の要請)

又は市町村長は、次に掲げる事項を記載した要の期限の延長を要請しようとする都道府県知事 を含む。)の規定により特定地域の指定又はそ 請書を国土交通大臣に提出しなければならな 定を法第三条の二第二項において準用する場合 3

その他参考となる事項 指定又はその期限の延長を要請する理由 指定又はその期限の延長を要請する地域

(特定地域計画の認可の申請)

第三条の二 法第八条の二第一項前段の規定によ 場合にあっては、地方運輸局長。以下同じ。) 通大臣の権限が地方運輸局長に委任されている 交通大臣(第十一条第一項の規定により国土交 会は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土 り特定地域計画の認可を申請しようとする協議 に提出しなければならない。

- 協議会の名称及び構成員の氏名又は名称 法第八条の二第二項各号に掲げる事項
- 号の活性化措置に関する事項を含む場合に 当該特定地域計画が法第八条の二第三項第 同号に掲げる事項
- 兀 げる事項 二号に掲げる事項を含む場合には、 当該特定地域計画が法第八条の二第三項第 同号に掲
- ることができる。 規定するもののほか、必要な書類の提出を求め 国土交通大臣は、申請者に対し、前項各号に
- り認可特定地域計画の変更の認可を申請しよう第三条の三 法第八条の二第一項後段の規定によ ない。 た申請書を国土交通大臣に提出しなければなら とする認可協議会は、 (特定地域計画の変更の認可の申請) 次に掲げる事項を記載し
- 名 認可協議会の名称及び構成員の氏名又は

け

出ていない者

- 二 変更しようとする事項 (新旧の対照を明
- 変更の理由
- 2 況を記載した書類を添付しなければならない。 前項の申請書には、次に掲げる事項の実施状 用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減 当該認可特定地域計画に定められた一般乗
- 二 当該認可特定地域計画が法第八条の二第三 合には、当該活性化措置 項第一号の活性化措置に関する事項を含む場
- 項第二号に掲げる事項を含む場合には、 当該認可特定地域計画が法第八条の二第三台には、当該活性作指置
- 定するもののほか、必要な書類の提出を求める 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規 事項
- ことができる (法第八条の二第四項の国土交通省令で定める

書類)

第三条の四 法第八条の二第四項の国土交通省令

- で定める書類は、次に掲げる書類とする。 置する事業用自動車の台数の合計を記載した 特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配 者の氏名又は名称及び住所を記載した書面 成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業 協議会の構成員として当該特定地域計画の作 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が当該 協議会が特定地域計画を作成した際に当該
- 三 当該特定地域内の営業所に配置される事業 (法第八条の二第六項の国土交通省令で定める 用自動車の総台数を記載した書面

書面

- 第三条の五 法第八条の二第六項の国土交通省令 事項) で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (法第八条の七第一項の国土交通省令で定める 当該認可特定地域計画に係る特定地域 認可協議会の名称
- 第三条の六 法第八条の七第一項の国土交通省令 で定める者は、次に掲げる者とする。 号)第三十八条第一項の規定により一般乗用 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三

旅客自動車運送事業の休止を届け出た者のう

- 示 二 道路運送法第三十八条第一項の規定により 般乗用旅客自動車運送事業の廃止を届け出
- 第三条の七 載事項) (法第八条の七第二項第三号の事業者計画の記
- 通省令で定める事項は、次に掲げる事項とすR三条の七 法第八条の七第二項第三号の国土交 当該事業者計画に定められた一般乗用旅客
- 1動車運送事業の供給輸送力の削減の実施
- 実施に伴う労務に関する事項
- の台数 輸送力の削減を含む場合には、当該事業者計 減による一般乗用旅客自動車運送事業の供給一 当該事業者計画が事業用自動車の台数の削 画の作成時及び実施後における事業用自動
- 四 当該事業者計画が営業方法の制限による一 における営業方法並びに実施後における営業 減を含む場合には、当該事業者計画の作成時 般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削 方法及びその表示に関する事項
- 記載事項 (法第八条の七第二項第四号ホの事業者計画
- 第三条の八 する事項とする。 交通省令で定める事項は、 法第八条の七第二項第四号ホの国 実施に伴う労務に関

(事業者計画の認可の申請)

- 第三条の九 法第八条の七第一項前段の規定によ た申請書を国土交通大臣に提出しなければなら り事業者計画の認可を申請しようとする合意事 業者(法第八条の七第一項に規定する合意事業 者。以下同じ。)は、次に掲げる事項を記載し
- は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
- 二 法第八条の七第二項第一号から第三号まで に掲げる事項
- 三 当該事業者計画が活性化措置(法第八条の 第二項において同じ。)に関する事項を含む ホまでに掲げる事項 場合には、法第八条の七第二項第四号イから 七第二項第四号に規定する活性化措置。次条
- より一般乗用旅客自動車運送事業の再開を届 省令第七十五号)第六十六条第一項の規定に ち、道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸 四条第一項第三号に掲げる事項を記載し、 規定の適用を受けようとするときは、 に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第十 前項の場合において、法第八条の八第一項 前項各号 カュ

あること

- 第一頁)計合において、 京男 (売) (第二頁) がならない。 つ、同条第二項に規定する書類を添付しなけれ

4 第一項の場合において、法第八条の八第二項の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定(一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又の規定、法第八条の八第二項

5 国土交通大臣は、申請者に対し、前各項に規
を 国土交通大臣は、申請者に対し、前各項に規

1.5) - 155 (黒) ご覧・頁後(事業者計画の変更の認可の申請)

第三条の十 法第八条の七第一項後段の規定により認可事業者計画の変更の認可を受けようとすら認可事業者計画の変更の認可を受けようとすない。

(証紙の表示)

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

すること。) 変更しようとする事項 (新旧の対照を明示

三変更の理由

を記載した書類を添付しなければならない。 おこよ、との削減(当該認可事業者計画に活性化措置に関 第四条 法第の削減(当該認可事業者計画に活性化措置に関 第四条 法第十一 の規乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力 記載事項) 記載事項)

業者に対する勧告)
(合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事の認可の申請について準用する。

第三条の十一 法第八条の十第一項の規定による 制告の内容は、次の各号に該当するものでなけ 第三条の十一 法第八条の十第一項の規定による

の必要かつ最小限度の範囲を超えないもので | 法第八条の十第一項の事態を解消するため | なればならない。

旅客の利益を不当に害するものでないこと不当な差別的取扱いをするものでないこと

四 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が使用

書類)

第三条の十二 法第八条の十第二項(法第八条の第三条の十二 法第八条の十第二項(法第八条の十第二項(法第八条の

施状況を記載した書類旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の実験乗用旅客自動車運送事業者による一般乗用議会の存する特定地域内に営業所を有する一議会の存する特定地域内に営業所を有する一場の申出を行った認可協

業活動の状況を記載した書類者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者の事当該特定地域内に営業所を有する合意事業

する書類 とに支障が生ずることを明らかに 発揮することに支障が生ずることを明らかに り、その地域公共交通としての機能を十分に の安全及び利用者の利便を確保することによ 運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送 運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送 コ 当該特定地域における一般乗用旅客自動車

第三条の十三 法第八条の十一第一項の規定による命令を受けた者は、国土交通大臣が当該命令に応じて交付する証紙を事業用自動車の外部ラスの内側に、証紙の表を事業用自動車の外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように、裏を内部に向けて、利用者に見易いように、表示しなければならない。

(経営の合理化に資する措置) ・ は、当該事業に関する事項とする。 ・ 合には、当該事業に関する事項とする。 ・ 合には、当該事業に関する事項とする。 ・ (経営の合理化に資する措置)

記載事項)(法第十一条第三項第四号の活性化事業計画の

一 活性化事業との関連に関する事項で定める事項は、次に掲げる事項とする。第六条 法第十一条第三項第四号の国土交通省令

第七条 法第十一条第一項の規定により活性化事(活性化事業計画の認定の申請) 二 実施に伴う労務に関する事項

は、その代表者の氏名
氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

法第十一条第二項各号に掲げる事項

に掲げる事項 事項を含む場合には、法第十一条第三項各号 当該活性化事業計画が事業再構築に関する

2 前項の場合において、法第十三条第一項の規合において、法第十三条第一項の規定する書類を添付しなければな案第一項第三号に掲げる事項を記載し、かつ、条第一項第三号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第十四掲げる事項の場合において、法第十三条第一項の規2 前項の場合において、法第十三条第一項の規2

第一項の場合において、法第十三条第二項の
 第二号及び第五号を除く。)に掲げる事項を記とするときは、第一項各号に掲げる事項を記し、かつ、同条第二項第一号から第三号まで載し、かつ、同条第二項第一号から第三号まで、第二号及び第五号を除く。)の適用を受けよう譲受けに係る部分に限る。)の適用を受けように掲げる事類を添ければならない。

4 第一項の場合において、法第十三条第二項の合併又は分割に係る部分に限る。)の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項を記載項のほか、道路運送法施行規則第二十三条第一項のほか、道路運送法施行規則第二十三条第一項を号(第四号を除く。)に掲げる事項を記載 現がる書類を添付しなければならない。 場げる書類を添付しなければならない。 場がる書類を添付しなければならない。 場がる書類を添付しなければならない。 国土交通大臣は、申請者に対し、前各項に規定、 前各項に規定、 前各項に規定、 前各項に規定、 前条項に規定、 前条項に規定、 前条項に規定、 前条項に規定、 前条項に規定、 前条項の場合において、 法第十三条第二項の

(活性化事業計画の変更の認定の申請)

書その他必要な書類の提出を求めることができ定するもののほか、当該申請者の登記事項証明

国土交通大臣に提出しなければならない。事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を化事業計画の変更の認定を受けようとする認定第八条 法第十一条第五項の規定により認定活性

は、その代表者の氏名

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

すること。) で 変更しようとする事項 (新旧の対照を明示

三 変更の理由

の認定の申請について準用する。 3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項

計画の変更)

第九条 法第十四条の三の国土交通省令で定めるとする。

特定地域における営業区域の設定

(連手を主張しる) つりましまり 車の合計数の増加 一 特定地域内の営業所に配置する事業用自動

第十条 法第十四条の四第二項(法第十五条の二第十条 法第十四条の四第二項(法第十五条の二第十分を通知して、その意見を聴かなければない。事項をしようとするときは、準特定地域における許可をしようとするときは、連特定地域におけるとうとするときは、連特定地域におけるといる。当該許可の申請書に係る道路運協議会に対し、当該許可の申請書に係る道路運協議会に対し、当該許可の申請書に係る道路運協議会に対し、当該許可の申請書に係る道路では、一個の場合を表

ば十四日以内とすることができない。だし、その期限は、当該協議会の同意がなけれ意見を提出すべき期限を付すことができる。た意 前項の通知には、準特定地域計画の実施上の

に関する協議会の意見提出) (準特定地域における許可についての意見聴取

第十条の二 当該協議会は、前条第一項の規定に第十条の二 当該協議会は、前条第一項の規定により付2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないとした期限までに前項の意見の提出を受けないという。 当該協議会は、前条第一項の規定に第十条の二 当該協議会は、前条第一項の規定に

(法第十五条第一項の国土交通省令で定めるも

第十条の三 所に配置する事業用自動車の合計数の増加とす 定める事業計画の変更は、準特定地域内の営業 法第十五条第一項の国土交通省令で

る事業計画の変更) (法第十五条の二第一項の国土交通省令で定め

2

第十条の四 計画の変更とする 令で定める事業計画の変更は、次に掲げる事業 準特定地域内の営業所に配置する事業用自 準特定地域における営業区域の設定 法第十五条の二第一項の国土交通省

動車の合計数の増加

第十条の五 る協議会への通知) (運賃の範囲の指定についての意見聴取に関す 法第十六条第一項の規定により、国

べき旨を通知して、 に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出す しようとするときは、あらかじめ、当該協議会 土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表 その意見を聴かなければな

することができる。 ができない。 協議会の同意がなければ十四日以内とすること 前項の通知には、 ただし、その期限は、当該 意見を提出すべき期限を付

る協議会の意見提出) (運賃の範囲の指定についての意見聴取に関す

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定に よる通知を受けたときは、遅滞なく、 提出しなければならない。 大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を 国土交通

(法第十六条第一項の国土交通省令で定める運 協議会の意見の提出を受けたものとみなす。 きは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の した期限までに前項の意見の提出を受けないと 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付

第十条の七 定める運賃は、一般乗用旅客自動車運送事業に 通大臣が認める運賃を含む。)を除いた運賃と 係る基本運賃(これに準ずるものとして国土交 法第十六条第一項の国土交通省令で

(法第十六条第一項の国土交通省令で定める日

第十条の八

法第十六条第一項の国土交通省令で

定める日数は、三十日とする。

(報告の徴収)

第十条の九 法第十六条の二の規定により、 用旅客自動車運送事業に関し、報告を求められ 乗用旅客自動車運送事業者等は、国土交通大臣 は、報告書の様式、報告書の提出期限その他必 から、特定地域又は準特定地域における一般乗 たときは、報告書を提出しなければならない。 国土交通大臣は、前項の報告を求めるとき

第十条の十 法第十七条第一項の規定により、 長から、特定地域又は準特定地域における一般 れたときは、報告書を提出しなければならな 要な事項を明示するものとする。 乗用旅客自動車運送事業に関し、報告を求めら 臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局 般乗用旅客自動車運送事業者等は、国土交通大

2 要な事項を明示するものとする。 は、報告書の様式、報告書の提出期限その他必 又は運輸支局長は、前項の報告を求めるとき 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長

定める場合は、一般乗用旅客自動車運送事業者第十条の十一 法第十七条の二の国土交通省令で 場合とする。 令に違反した場合において、当該一般乗用旅客 自動車運送事業者の責めに帰すべき理由がある の事業用自動車の運転者が、業務に関し他の法 (法第十七条の二の国土交通省令で定める場合)

第十一条 法第五章から第九章までに規定する国 当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長 地を管轄する地方運輸局長。第三項において 土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、 「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。 にわたるときは、当該事案の主として関する土 (当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域 (権限の委任) る通知 法第八条の六第一項及び第二項の規定によ

三 る通知 において準用する場合を含む。)の規定によ 法第八条の十第三項(第八条の十一第二項法第八条の十第一項の規定による勧告

几 六 法第十一条第五項の活性化事業計画の変更 五. に限る。次号において同じ。)の認定 事業再構築に係る事項が記載されているもの 法第十一条第四項の活性化事業計画(共同 法第八条の十一第一項の規定による命令

法第十二条第三項の規定による連絡 法第十二条第一項の規定による意見陳述

事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載、 法第十四条第一項の規定による認定活性化 おいて同じ。)に係る勧告 されているものに限る。次号及び第十一号に

事業計画の認定の取消し 法第十四条第二項の規定による認定活性化

十二 法第十七条第一項の規定による報告の 化事業計画の変更の指示又は認定の取消し 法第十四条第三項の規定による認定活性

識別情報の通知印の取付け及び同条第四項の規定による登録印の取付け及び同条第四項の規定による封道路運送法第四十一条第三項の規定による封 徴収 法第十七条の三第二項において準用する 法第十七条第二項の規定による立入検査

法第十八条の三第二項の規定による指 法第十八条の二の規定による諮問

2 理部長又は運輸支局長に委任する。 自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号 検査証及び自動車登録番号標の返付は、 標の領置並びに同条第二項の規定による自動車 する道路運送法第四十一条第一項の規定による 権限のうち法第十七条の三第二項において準用 前項の規定により地方運輸局長に委任された 運輸監 2

3 交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部法第十七条第一項及び第二項に規定する国土 長及び運輸支局長も行うことができる。 (事案の公示)

(陳述人の選定)

第十一条の二 地方運輸局長は、その権限に属す る法第十八条の三第一項に規定する事案につい 示しなければならない。 方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公 め、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地 て調査を開始しようとするときは、あらかじ (利害関係人)

第十一条の三 法第十八条の三第一項に規定する う。)とは、次の各号のいずれかに該当する者利害関係人(次条において「利害関係人」とい をいう。

会の構成員 計画の認可又は変更の認可の申請をした協議法第八条の二第一項の規定により特定地域

地域計画の変更命令又は同項若しくは同条第一 法第八条の五第三項の規定による認可特定 議会の構成員 四項の規定による認可の取消しに係る認可協

> 三 法第十六条第一項の規定による運賃の範囲 事業者 内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送 を指定しようとする特定地域又は準特定地

にある者 一般乗用旅客自動車運送事業者と競争の関係 第一号若しくは第二号の構成員又は前号の

Ξī 認める者該事案に関し特に重大な利害関係を有すると 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当

(意見の聴取の申請)

第十一条の四 利害関係人は、法第十八条の三第 を地方運輸局長に提出するものとする。 するときは、次に掲げる事項を記載した申請書 二項の規定により、意見聴取の申請をしようと

にあっては、その代表者の氏名 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人

二 事案の件名及び公示があったものについて はその番号

兀 三 意見の聴取において陳述しようとする者の 氏名及び職業又は職名 意見の聴取における陳述の概要及び利害関

内に、これをしなければならない。 示をした事案にあっては、公示の日から十日以 前項の申請は、第十一条の二の規定による公 係を説明する事項

第十一条の五 地方運輸局長は、意見の聴取の申 請者が二人以上あるときは、 て陳述すべき者を選定することができる。

第十一条の六 意見の聴取は、 だし、地方運輸局長が特に必要があると認める (非公開) 非公開とする。 意見の聴取におい た

場合は、この限りでない。 (聴聞の方法の特例)

第十一条の七 地方運輸局長は、その権限に属す 示板に掲示する等適当な方法で公示しなけ の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲 っては、その期日の十七日前までに、当該事案 は許可の取消しの処分に係る聴聞を行うに当た る一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令又 ならない。

第十一条の八 法第十八条の四第二項に規定する 利害関係人とは、利用者その他の者のうち地方 を有すると認める者をいう。 運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係

(届出)

第十一条の九 一般乗用旅客自動車運送事業者は、法第八条の九第三項、法第八条の十一又は法第十七条の二の規定に基づく命令を実施した場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

- 3 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げく行わなければならない。 2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞な
- ま、こうにを介った。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってない。 ない。
- 一 届出事項 は、その代表者の氏名

その他必要事項届出事由の発生の日

(書類の経由)

き要請書は、当該事案の関する土地を管轄する第三条の規定により国土交通大臣に提出すべ第三条の規定により国土交通大臣に提出すべい。とで轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由又は報告書は、それぞれ当該事案の関する土地

運輸局長に提出すべき申請書、届出書、意見書

3

## 附則

ることができる。

運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出す

月一日)から施行する。 この省令は、法の施行の日(平成二十一年十

## 省令第七号) 抄附 則 (平成二六年一月二四日国土交通

(施行期日)

ら施行する。
別措置法等の一部を改正する法律の施行の日か別措置法等の一部を改正する法律の施行の日か自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別を

令第二六号) 抄附 則 (令和六年三月二九日国土交通省)

(施行期日)

| する。| 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行